

## △研究ノート△ 立正安国論に学ぶ

### 誹法にく悪むありよう

#### 〈第八問答〉

研究員 片野博義

第八問答は誹法の禁止の具体的方法を明かすものである。

第七問答で「須らく国中の誹法を断つべし」と結論されたその方法は、かえって旅客に「誹法を誡むるに似て、既に禁言を破す」のではという疑問を持たせた。『涅槃經』聖行品の教説に従えば、仏禁の殺生戒を犯すことになるし、また『大集經』月藏分法滅尽品の教説にたてば、一切の僧には仏の子として供養すべきであることになり、仏説自体に矛盾が生じ、誹法者の断罪と禁施も不可なることを、提婆達多と目連尊者の故事を先例としてあげて反論するのである。

主人は、両經の会通をして、仏の子の僧への施をとどめるといっているのではなく、ただ僧のうちの誹法者への供養をとどめる、即ち悪見を持つ者に対して施をとどめると主張し、この禁施をするなら「皆此の善に帰せば何なる難か並び起り、何なる災か競い来らん」と結論されるのである。

すなわち、旅客の誹者禁断に破僧殺生の恐れありとの非難に対し、それは布施供養を止めるを以て当面の禁断誹法の

方法をとることを示されるのが、この第八問答である。

謗法を悪くむと言われる宗祖は、地震に集約される自然災害とそれにつらなる飢饉疫病の社会的人災が連関してまきおこっている現実の姿に、今日の仏教の本来あるべき様相をくみとろうとしていたのである。『仁王経』『涅槃経』等の悪世末法に破仏破国の因縁を説くものと、その邪正をわきまえずに信奉するものが出現するであろうという予言と、今日の現状との一致を視座に、悪比丘悪法の究明がなされた。

それは「唯須く凶を捨てて善に帰」すべきであり、「早く天下の静謐を思は須く國中の謗法を断つべ」きであって、それは「全く仏子を禁むるに非ず唯偏へに謗法を悪む」のであると主張する。この謗法を重視して「悪む」と言われる宗祖の姿勢に、宗教的悪業の指摘と除滅が示され、救済の一面が明らかにされている。

我々に「日本国当世は悪国か破法の国かとしるべし」(開目抄)と云われて、現実の社会のあり様を考えるべきと示され、「一切の病の中には五逆罪と、一闡提と、謗法をこそおもき病とは仏はいたませ給へ。今の日本という国土が無智悪人の国土に充滿する重病あり、所謂大謗法の重病也」(妙心尼御前御返事)というような、今の日本という国土が無智悪人の国土に充滿するときに、邪智謗法の者の多いときとの現実的認識を要求するのである。それは末代の機が五逆謗法の輩でしかありえぬのであって、それは歴史的社会的様相からくみ出されたものであって、末代の機は自分が意識するもしないもなく、否応なしの切羽つまったものであった。それは「末代には五逆の者と謗法の者は十方世界の土のごとしとみへぬ」(法門可申抄)と断定せる言葉に示されるのである。

しかし、この「誹法を悪む」と言われる姿勢の中に、先に引用した『妙心尼御前御返事』や「十悪五逆にすぎたる誹法は人毎にこれあり（南条兵衛七郎殿御書）」なのだと言葉に示されるように、五逆より誹法をより重視し、五逆を問題にしない姿勢がある。

これは、『顕誹法鈔』に「今の世には仏まします。されば出仏身血あるべからず。和合僧なければ破和合僧なし。阿羅漢なければ殺阿羅漢これなし。但殺父殺母の罪のみありぬべし。しかれども王法のいましめきびしくあるゆへに、此罪をかしがたし。若爾らば当世には阿鼻地獄に墮つべき人すくなし」という理由があるからである。五逆を犯すべきものが無く、阿鼻地獄におちる大罪といっても、相似の五逆は問題に出来ても、末法の今日においてはそのままの姿では問題にしようとしても問題にならないのである。実体のない観念的罪意識としか問題にならないのであった。更に飛躍して言えば、世間の意味での善悪や倫理は、得意成仏か墮獄かの現実的切迫感を持ちかえなくなっていたのである。それは、『開目抄』の「世間の罪に依て悪道に墮る者は瓜上の土、仏法によつて悪道に墮る者は十方の土」という言葉がよく示しているであろう。

それは、救済という得道か墮獄かという点においては、世俗的倫理からの考察は否定は出来ぬが、ここにおいては問題とならず、誹法を我々がいかに断ずるかに重点をおいた。

それは、「誹法の相貌如何。答て云く、天台智者大師の梵網經の疏に云く、誹者背也云々。法に背くが誹法にてはあるか。天親の仏性論に云く、若憎背等云々。この文の心は正法を人に捨さするが誹法にてあるなり（顕誹法鈔）」と示すように、正法を背理せしめる姿勢をもたらずからである故に誹法を問題とするのである。亦、五逆と誹法とは罪の軽重を示した『顕誹法鈔』の「世尊五逆罪と破法罪と相似するや。仏舍利弗に告たまはく、まさに相似と言ふべからず。所以はいかん。若し般若波羅蜜を破れば則ち十方諸仏の一切智一切種智を破るに為んぬ。仏宝を破るが故に。法宝を破るが故に。僧宝を

破るが故に。則ち世間の正見を破す。世間の正見を破れば……」という一文を見れば明白である。この謗法が仏教の根本義を破壊してしまうからなのである。そしてこのように「懺悔せる謗法の罪すら五逆罪に千倍せり。況や懺悔せざらん謗法においては阿鼻地獄を出る期かたかるべし（『頭謗法鈔』）」と言つて「謗法を悪む」のである。

しかし、この謗法は親鸞上人の「善知識ををろかにおもひ師をそしるものをば謗法のものともふすなり」（末燈抄）のよくな個的な禁しめとは違つていた。

『妙法比丘尼御返事』に「今日本国すでに大謗法の国となりて他国にやぶらるべしと見えたり。此を知りながら申さずば、縦ひ現在は安穩なりとも後生には無間地獄に墮つべし」と断定するように、謗法ということが単に個人の問題を越えて、国土社会の謗法ということが問題になっており、それが個人の謗法懺悔減罪のあり方を規定しているのである。個的な懺悔や正法受持のみであつては克服できぬ国土自体の持つ「所謂大謗法の重病」に患わされていることの直視認識を要求し、その対処の仕方を問題にすることがつきつけられているのである。

そのことは、『秋元御書』に謗身謗家謗国の三謗法が示され、「我等誹謗正法の国に生れて大苦に値はん事よ。設ひ謗身は脱ると云ふとも謗家謗国の失いかんせん」の叙述に明らかなどころである。個人をこえて国土の謗法と救済を問題にしているのである。また、その国土の謗法は「謗国と申すは謗法の者その国に住すれば其の一国皆無間大城になる也……死して悪道に墮つるにはあらず。現身に其の国四悪道と変ずる也。此を謗国と申す」（秋元御書）と認識させるのであつて、その救済方法は「謗国の失を脱れんと思はば、国主を諫曉し奉りて、死罪か流罪かに行はるべき也」（秋元御書）と死身弘法を説くのである。それは『開目抄』の「二辺の中にはいふべし」の文によつて知られる如く、謗国の失を脱れんため現状の四悪道を直視して、その対処を示す仏道に従うか否かの問題になつてくるのである。

ここに第八問答の「唯偏へに謗法を悪む也……一切の衆、其の惡に施さず、皆此の善に帰せば……」の意と結びつくのであろうし、第九問答の「信仰の寸心を改めて」の世界へ続くものであろう。

この謗国の認識とその対処のあり方の関係は、「国土の盛衰を計ることは仏鏡にはすぐべからず……仏法に付きて国も盛へ人の寿も長く、又仏法に付て団もほろび、人の寿も短かるべし」(神国王御書)という相関関係をもたらすのであるが、これは仏の受領如何んによつて、国土人民社会のあり方も變つてしまうことを示されている。

これは、ある意味では、仏教の救済のあり方とは違つて来ているのではないか。救済の姿が、個自身のみ救済よりも、全体の救済のあり方並びにその係り方によつて個自身の救済があるようになってきている。

亦、そのように見なければならぬことを、宗祖は示しているのではないだろうか。それは、同じく『秋元御書』に「日蓮此の禁を恐るる故に、国中を責めて候程に、一度ならず流罪死罪に及びぬ。今は罪も消え、過脱れなんと思ひて……」と述べられる言葉に、全体に対する係り方によつて個の救済が約束されていくことを述べているのではないか。

故に謗身謗家謗国の三謗法の禁断も、ただ單純に自身みずからの謗法禁断→家の謗法禁断→国の謗法禁断へと直線的に拡大するものではないであろう。謗国とその対処のあり方の相関性という見地から見れば、国の謗法禁断に係わることが返つて身のそれに連なり、家のそれに拡がり、身のそれに係わるときは背景に国のそれがあろう。所謂、循環的な様相を示すか、また螺旋的様相にあるのではないか。

また『神国王御書』の相関関係を、言葉を改めて考えれば、仏法が正法として働けば良い社会現象としてあらわれ、悪法としてなら反対の姿があらわれるということであらう、と見れる。それは、現実の事実としての生活(身・家・国)に機能を

果たす正法のあり方を考えていたと言えよう。それが第八問答の「此の善に帰せば」――「何なる難か並び起り何なる災か競ひ来らん」の構造であり、それが『立正安国論』の求めんとするところであろう。

伊藤仁斎の『語孟字義』に「道はなお路のごとし。人の往来通行するゆえんなり」とある。道というものは、路のように人が通って、続いて人が通行し、更に人々が通行往来してこそ路がありつづけられるのであって、若し人が路として踏み続けなければ消えてしまう。

正法が正法として存在し続けるには、正法を行じ、人が続いて行じ、そして人々が行じ続いていってこそ、正法が正法としてありつづけられる。若し人々が正法を行じなく、聖典という書籍の上の正法のみなら、宗祖の「謗法を悪む」の範疇に入るのではないか。正法の路を消してしまうからである。